

## 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルについて

国民健康保険金ヶ崎診療所

当診療所では、「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日付け医政発0430第1号厚生労働省医政局長通知）に基づき、薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実や待ち時間短縮、処方医及び保険薬局の負担軽減を図ることを目的に、本プロトコルを運用する。

下記事項について、事前に合意を取り交わすことで、包括的に薬剤師法第23条第2項（処方箋による調剤）に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

ただし、処方箋中に疑わしい点がある場合は、薬剤師法第24条（処方箋中の疑義）に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確認した後で調剤を行うこと。

### 1 処方変更に係る原則

- ・ 先発医薬品において、「変更不可」欄にチェックがあり、かつ、「保険医署名」欄に処方医の署名または、記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」または、「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 患者に服用方法、費用等を説明し同意を得たうえで変更する。
- ・ 不明な点がある場合は、従前のおり処方医に疑義照会を行う。
- ・ 医療用麻薬及び抗がん剤は、本プロトコルの対象外とする。

### 2 疑義照会を不要とする項目

- (1) 同一成分名の銘柄変更
- (2) 同一医薬品の規格・剤形の変更
- (3) 処方日数（数量）の変更
- (4) 用法の変更
- (5) 一包化・粉碎・混合調剤の変更
- (6) その他の合意事項

### 3 各項目の概要

#### (1) 同一成分名の銘柄変更

同一主成分が含有されているすべての銘柄（先発医薬品⇔先発医薬品、先発医薬品⇔後発医薬品）間の変更調剤を可能とする。ただし、用法・用量が変わらないこと。

例1) 「グラクティブ錠 50mg」⇔「ジャヌビア錠 50mg」

例2) 「タケプロン OD 錠 15mg」⇔「ランソプラゾール OD 錠 15mg」

例3) 「アルピニー坐剤 100mg」⇔「アンヒバ坐剤小児用 100mg」

#### (2) 同一医薬品の規格・剤形の変更

規格・剤形の変更調剤を可能とする。ただし、用法・用量が変わらないこと。また、適応症に留意すること。

例1) 「クレストール錠 2.5mg」⇔「クレストール OD 錠 2.5mg」

例2) 「ドグマチールカプセル 50mg」⇔「ドグマチール錠 50mg」

例3) 「オルメテック錠 20mg 0.5錠」⇔「オルメテック錠 10mg 1錠」

例4) 「ミヤ BM 細粒」⇔「ミヤ BM 錠」

例5) 「マイザー軟膏 0.05% (5g) 2本」

⇔「マイザー軟膏 0.05% (10g) 1本」

例6) 「セルタッチパップ 70mg (6枚入り) 7袋」

⇔「セルタッチパップ 70mg (7枚入り) 6袋」

#### 【特記事項】

※軟膏⇔クリームの変更は不可とする。

※パップ剤⇔テープ剤の変更は不可とする。

#### (3) 処方日数（数量）の変更

##### ① 残薬の適正化（残薬調整）の場合

例1) プラビックス錠 75mg 「30日分」

→「27日分」（3日分残薬があるため）

例2) ルリコンクリーム 1% 「30g」

→「20g」（1本残薬があるため）

##### ② ビスホスホネート製剤の週1回、月1回または、DPP-4阻害薬の週1回製剤等が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合

例 1) -他の処方薬が 14 日分処方の時-

アレンドロン酸錠 35mg 1錠 分 1 起床時「14 日分」→「2 日分」

例 2) -他の処方薬が 14 日分処方の時-

ザファテック錠 100mg 1錠 分 1 朝食後「14 日分」→「2 日分」

③「1 日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合

例 1) -他の処方薬が 30 日分処方の時-

バクタミン配合錠 1錠 分 1 朝食後 1 日おき「30 日分」  
→「15 日分」

#### 【特記事項】

※処方数量・処方日数が減少するものに限る。

※処方数量・処方日数をゼロにはできない。

※頓服処方是对象外とする。

※数日分の余裕をもって調整すること。

#### (4) 用法の変更

①薬事承認されている「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理並びに薬物療法上も合理性があると判断できるものは、用法の変更を可能とする。

例 1) 医師了解のもとで処方された漢方薬、制吐剤（ドンペリドン等）、糖尿病薬、EPA 製剤の「食後処方」について

→食後指示を食前指示へ変更し、服薬指導時には食後服用可であることを説明すること。

②外用剤の用法（適用部位、適用回数等）で、処方箋に「医師の指示どおり」、「患部に使用」等が記載されている場合は、薬剤師が薬歴または患者に確認した上で、用法を追記することができる。

例 1) -口頭で腰痛時に腰に貼付するように指示があったと患者から聴取した場合-

ロキソプロフェン Na テープ 100mg 3 袋 1 日 1 回→1 日 1 回 腰

#### (5) 一包化・粉碎・混合調剤の変更

「患者希望」または、「アドヒアランスの向上が見込まれる」場合の

み、可能とする。

#### 【特記事項】

※患者に服用方法、患者負担額を説明し、同意を得ること。

※医薬品の安定性に留意すること（遮光・吸湿性等）。

(6) その他の合意事項

## 4 運用手順

(1) 合意までの流れ（以下、①～④のとおり）

- ①保険薬局は、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルに係る申込書」（様式1）に必要事項を記入し、メール、FAXまたは郵送で、当診療所に申込みをする。
- ②当診療所は、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルに係る合意書」（様式2）に必要事項を記入し、メール、FAXまたは郵送で、保険薬局に送付する。
- ③保険薬局は、当該合意書の内容を確認したうえで、押印をし、当診療所に2部郵送する。
- ④当診療所は、当該合意書に押印をし、保険薬局に1部郵送する。

(2) 運用開始後の流れ（以下、①～②のとおり）

- ①保険薬局は、合意に基づき変更調剤をする。
- ②保険薬局は、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルに係る報告書」（様式3）に必要事項を記入し、当診療所にFAXする。

## 5 お問い合わせ窓口

国民健康保険金ヶ崎診療所 薬剤科

住所：〒029-4503 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根鑓水 98 番地

TEL：0197-44-2121

FAX：0197-44-2307

mail：shinryojo@town.kanegasaki.iwate.jp

令和6年7月10日作成